

令和7年3月3日

令和7年第1回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会報告資料

県土整備局

目 次

ページ

I	「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく県土整備局所管条例の見直し結果について…	1
II	「かながわのみちづくり計画」の改定について	11
III	茅ヶ崎市域における津波災害警戒区域の指定について.....	13
IV	盛土規制法の審査体制等について	15
V	県が管理する下水管の緊急点検について	19

I 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく県土整備局所管条例の見直し結果について

1 条例の見直しについて

「神奈川県条例の見直しに関する要綱」において、県の条例の適時性を確保するため、一定期間ごとに条例全体の見直しを行うこととされている。

今回、令和7年3月31日までに見直しを行う必要がある県土整備局所管の9条例について、見直し結果を報告する。

2 条例の見直しの結果

	条例名	見直し結果
(1)	沿道区域の指定基準に関する条例	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。
(2)	相模湖、津久井湖、丹沢湖、寒川滞水域、社家滞水域、飯泉滞水域等の水域における行為の規制に関する条例	
(3)	神奈川県プレジャーボートの保管場所に関する条例	
(4)	土採取規制条例	
(5)	神奈川県土砂の適正処理に関する条例	
(6)	神奈川県砂防指定地の管理に関する条例	
(7)	神奈川県県営住宅条例	
(8)	神奈川県建築基準条例	本条例が適用される建築物やその敷地について、用途や規模の実情に照らし、改正等について検討する必要がある。
(9)	都市計画法第34条第12号の規定による開発許可等の基準を定める条例	本条例の適用について、災害ハザードエリアにおける開発行為等の制限の観点から改正等について検討する必要がある。

3 見直し結果に基づく対応

見直しの結果、改正及び運用の改善等の検討が必要な条例は、改正等の内容の検討を行い、原則として1年以内に改正議案を議会に提出する。

「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく条例の見直し結果

(1)

条例名		沿道区域の指定基準に関する条例
概要		道路法第44条の規定に基づき、道路管理者が沿道区域を指定する場合の基準を定めている。
運用状況		—
見直し結果	必要性	本条例は、道路法第44条第1項の規定に基づき、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路に接続する必要な区域を沿道区域として指定する場合の基準を定めたものである。 施行（昭和32年10月10日）以来、区域指定の実績はないが、今後、区域指定が必要となることも想定されることから、指定のための基準を定めた本条例は必要である。
	有効性	本条例は、沿道区域を指定する場合の条件を的確に規定しており、法令の目的に照らして有効である。
	効率性	本条例で沿道区域を指定するための基準を定めることにより、法令の規定に沿った事務の遂行が可能となっており、効率的である。
	基本方針適合性	本条例は、「新かながわグランドデザイン基本構想」の2040年に向けた政策の基本方向「安全・安心で持続可能な社会づくり」の内容に即したものであり、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するために沿道区域を指定するための基準を設けることは、県政の基本的な方針に適合している。
	適法性	本条例は、沿道区域を指定するための基準を定めたものであり、憲法及び法令に抵触しない。
結論		現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

(2)

条例名		相模湖、津久井湖、丹沢湖、寒川滞水域、社家滞水域、飯泉滞水域等の水域における行為の規制に関する条例
概要		相模湖等において、ダムや堰（以下「ダム等」という。）の付近の水域での危険の防止を図るため、指定の水域における舟艇の運航等の行為の制限等について必要な事項を定めている。
運用状況		令和5年度舟艇の運航の許可状況 43 者(1,247 隻)
見直し結果	必要性	1 水泳、舟艇の運航等の行為の制限について ダム等の上流の水域においては、ダム等の操作により急激な水位の低下が生じ、また、下流の水域においてはダム等の操作により河水が急流となって流下するため、これらの水域における水泳や舟艇の運航等が危険であることは現在においても変わらない。 2 立入禁止について ダムや発電施設の放水口付近においては、人の立入りが危険であることは現在も変わらない。 上記1及び2により、行為の制限及び立入禁止の措置について定めている本条例は必要である。
	有効性	本条例制定以後、条例違反者を除き水難事故の発生はなく、危険防止・安全確保の観点から有効である。
	効率性	相模湖に所在する相模ダム、津久井湖に所在する城山ダム等を管理し、制限区域の実情に精通している公営企業管理者に行為許可、違反者指導の業務を委任し、効率的に運用している。
	基本方針適合性	本条例は、「新かながわグランドデザイン基本構想」2040 年に向けた政策の基本方向「安全・安心で持続可能な社会づくり」の内容に即したものであり、県内の特定の水域における危険の防止を図ることによって公共の安全を保持することは、県政の基本的な方針に適合している。
	適法性	本条例は、県内の特定の水域における河川利用者の危険の防止を図ることによって公共の安全を保持することを目的としたものであり、憲法、法令に抵触しない。
	結論	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

(3)

条例名		神奈川県プレジャーボートの保管場所に関する条例
概要		公共の水域及び陸域における秩序の維持を図るため、プレジャーボートの所有者等の責務や保管場所の届出等、必要な事項を定めている。
運用状況		令和元年度～5年度 届出件数の計17件 (平成14年度～令和5年度 届出件数の累計1,733件)
見直し結果	必要性	国において小型船舶の保管場所の確保を義務付ける法制度が創設されておらず、新たな不法係留の発生の防止のためには、プレジャーボートの所有者等に保管場所の届出を義務付ける本条例は、現在においても必要である。
	有効性	本条例にて保管場所の届出を義務付けた結果、直近5年間に限っても17件の届出が、条例施行後の累計では1,733件の届出があり、新たな不法係留の発生の防止のために有効である。
	効率性	本条例は、新たな不法係留の発生の防止という行政目的を達するために、プレジャーボートの所有者等に保管場所の届出という必要最小限の義務を課したものであり、効率的である。
	基本方針適合性	本条例は、「新かながわグランドデザイン実施計画」の主要施策「治水対策の推進」の内容に即したものであり、新たな不法係留の発生を防止することは、県政の基本的な方針に適合している。
	適法性	本条例は、河川法の趣旨を踏まえたものであり、憲法、法令に抵触しない。
	結論	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

(4)

条例名		土採取規制条例
概要		土の採取に伴う災害防止及び採取跡地の緑化等の整備を図るため、土の採取の規制地域における採取計画等の届出の規定など必要な事項を定めている。
運用状況		—
見直し結果	必要性	本条例は、宅地造成等に必要な土の採取に伴う災害の防止等を図るため、土の採取について一定の規制を行うものである。この条例で届出が必要な土の採取の事例は、平成20年度以降はないものの、規制の必要性は現在でも変わらないため、本条例は必要である。
	有効性	本条例は、土の採取を行おうとする場合に、知事に計画等の届出を義務付け、知事は、届け出た者に対して、災害防止のため必要な措置を命じることなどを規定し、罰則規定などにより、義務の履行を確保するための手段は適切に保たれており、有効である。
	効率性	本条例は、土の採取に伴う土砂の崩壊及び流出その他の災害が発生するおそれがある地域を知事が指定し、当該地域に限って、土の採取計画の届出を義務付けるなど、必要最小限の規制で、効率的なものとなっている。
	基本方針適合性	本条例は、「新かながわグランドデザイン基本構想」政策分野別の基本方向「大規模な災害や新興感染症への対応力の強化」の内容に即したものであり、土の採取について必要な規制を行うことにより、災害を防止し、採取跡地の緑化等を図ることは、県政の基本的な方針に適合している。
	適法性	本条例は、土の採取計画の届出の規定などを定めたものであり、憲法、法令に抵触しない。
	結論	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

(5)

条例名		神奈川県土砂の適正処理に関する条例
概要		土砂の適正処理を進めるために、土砂の搬出、埋立て等について必要な事項を定めている。
運用状況		土砂搬出届出件数 令和元年度 391 件 令和2年度 418 件 令和3年度 455 件 令和4年度 418 件 令和5年度 430 件
見直し結果	必要性	本条例の規制内容のうち「土砂の埋立て行為の許可制度」及び「土砂搬入を禁止する区域の指定制度」については、令和5年に盛土規制法に同様の規制が設けられたため、令和6年10月、当該制度を廃止する改正を行った。 ただし、「土砂搬出時の届出制度」は、同様の法制度は設けられておらず、土砂の不法投棄を防止する本条例は、現在においても必要である。
	有効性	本条例は、一定量以上の土砂の搬出を行おうとする場合に、知事に計画等の届出を義務付けており、届け出た者に対して土砂を適正に処理するうえで必要な措置を勧告することなどを規定しており、有効である。
	効率性	土砂の搬出届の対象の規模を他の自治体の例と同様に500 m ³ 以上としており、必要最小限の規制で、効率的なものとなっている。
	基本方針適合性	本条例は、「新かながわグランドデザイン基本構想」政策分野別の基本方向「大規模な災害や新興感染症への対応力の強化」の内容に即したものであり、土砂の搬出について必要な事項を定めることにより、土砂の適正な処理を推進することは、県政の基本的な方針に適合している。
	適法性	本条例は、土砂搬出時に届出を課す規定などを定めたものであり、憲法、法令に抵触しない。
	結論	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

(6)

条例名		神奈川県砂防指定地の管理に関する条例
概要		砂防法及び砂防法施行規程に基づく砂防指定地の管理、砂防設備占用料の徴収その他必要な事項を定めている。
運用状況		行為許可件数 令和元年度 138 件 令和2年度 139 件 令和3年度 144 件 令和4年度 132 件 令和5年度 156 件
見直し結果	必要性	本条例は、砂防法及び砂防法施行規程の規定に基づき、砂防指定地の管理等を定めたものであり、災害を防止するため、砂防指定地での一定の行為を禁止、制限等する必要があることから、本条例は必要である。
	有効性	本条例は、災害を防止するため、砂防指定地において砂防設備を損壊し、又は損壊するおそれのある行為を禁止するとともに、砂防指定地内における行為制限等を規定し、罰則規定などにより、義務の履行を確保するための手段は適切に保たれており、有効である。
	効率性	本条例の規制内容は、砂防設備の保護及び砂防指定地の保全のため、必要最小限のものである。また、行為許可等の事務は、制限行為を行う区域を所管する土木事務所長及び治水事務所長に委任し、効率的に運用している。
	基本方針適合性	本条例は、「新かながわグランドデザイン実施計画」の主要施策「土砂災害防止施設などの整備」の内容に即したものであり、砂防指定地の管理、砂防設備占用料の徴収その他必要な事項を定めることは、県政の基本的な方針に適合している。
	適法性	砂防法及び砂防法施行規程の規定に基づき必要な事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触しない。
	結論	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

(7)

条例名		神奈川県県営住宅条例
概要		公営住宅法に基づく公営住宅及び共同施設並びに住宅地区改良法に基づく改良住宅及び地区施設の設置及び管理について必要な事項を定めている。
運用状況		—
見直し結果	必要性	県営住宅は、公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で提供する住宅である。今後も住宅セーフティネットの中核として、長期にわたって需要が見込まれており、本条例は、その県営住宅の設置及び管理について規定したものであるため、今後とも必要である。
	有効性	本条例では、県営住宅の設置及び管理に必要な内容を規定しており、法令の目的に照らして有効である。
	効率性	本条例では、県営住宅の管理に民間のノウハウを活用するため、指定管理者制度を位置付け、効率的に運用している。
	基本方針適合性	本条例は、「新かながわグランドデザイン実施計画」の主要施策「的確な公的住宅の整備・管理」及び「居住コミュニティの創出に向けた住まいづくり」の内容に即したものであり、県営住宅の設置及び管理について必要な事項を定めることは、県政の基本的な方針に適合している。
	適法性	本条例は、公営住宅法に基づく公営住宅及び共同施設並びに住宅地区改良法に基づく改良住宅及び地区施設の設置及び管理について必要な事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触しない。
	結論	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

(8)

条例名		神奈川県建築基準条例
概要		建築基準法に基づき、建築物等の制限その他建築基準法の施行について必要な事項を定めている。
運用状況		—
見直し結果	必要性	本条例は、建築基準法の委任により、建築物の敷地、構造等に係る安全上、防火上及び衛生上必要な制限を付加するものであることから、必要な条例である。
	有効性	本条例は、建築物の安全確保等を図るために有効であるが、本条例が適用される建築物やその敷地について、用途や規模の実情に照らし、改正等について検討する必要がある。
	効率性	本条例では、建築物の敷地、構造等に関する安全上、防火上又は衛生上必要な制限を規定しているが、その内容は目的を達成するために効率的なものとする必要がある。
	基本方針適合性	本条例は、「新かながわグランドデザイン基本構想」の政策分野別の基本方向「快適で安全・安心な住まい・まちづくり」の内容に即したものであり、建築物等の制限その他建築基準法の施行について必要な事項を定めることは、県政の基本的な方針に適合している。
	適法性	本条例は、建築基準法の規定に基づき必要な事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触しない。
	結論	本条例が適用される建築物やその敷地について、用途や規模の実情に照らし、改正等について検討する必要がある。

(9)

条例名		都市計画法第34条第12号の規定による開発許可等の基準を定める条例
概要		都市計画法第34条第12号の規定に基づき市街化調整区域内における開発行為等の許可基準を定めた条例である。
運用状況		本条例を適用した許可件数 令和元年度 127 件、令和2年度 101 件 令和3年度 98 件、令和4年度 92 件 令和5年度 90 件
見直し結果	必要性	本条例は、市街化調整区域における開発行為等の許可基準として都市計画法の規定に基づき定めているもので、これまで適用実績もあり、今後も必要不可欠である。
	有効性	本条例は、市街化を抑制する市街化調整区域であっても、市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為等に限定して許可対象としているもので、建築物の立地コントロールなどに機能しているが、近年の激甚化・頻発化する自然災害に対応するためには、災害ハザードエリアにおいて、さらに開発行為等の制限を行っていく必要がある。
	効率性	本条例は、市街化調整区域における開発行為等について開発審査会の議を経ずに定型的に処理し得る許可基準を定めたものであり、手続が合理化、迅速化され効率的である。
	基本方針適合性	本条例は、「新かながわグランドデザイン基本構想」の政策分野別の基本方向「次の世代に引き継げる持続可能な県土づくり」の内容に即したものであり、市街化調整区域内における開発行為等の許可基準を定めることは、県政の基本的な方針に適合している。
	適法性	本条例は、都市計画法の規定に基づき必要な事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触しない。
	結論	本条例の適用について、災害ハザードエリアにおける開発行為等の制限の観点から改正等について検討する必要がある。

Ⅱ 「かながわのみちづくり計画」の改定について

1 計画の概要及び改定の経緯

「かながわのみちづくり計画」は、選択と集中を図りながら道路事業を進めるための実施計画で、道路整備計画、道路活用計画、道路維持管理計画の3つの計画で構成し、平成28年度からの10年間を計画期間としている。

現計画は、令和7年度に計画期間が満了するが、引き続き、県民生活の安全安心を支え、県内経済の持続的な発展を図るため、道路事業を効率的・効果的に進めていく必要があることから、令和8年度から令和17年度までの10年間を次期計画期間として、令和7年度中に改定を行う。

2 今後の予定

令和7年4月～8月	市町村からの意見聴取、改定素案の取りまとめ
9月	有識者への意見聴取
〃	建設・企業常任委員会に改定素案を報告
10月～11月	改定素案に対する県民意見募集
令和8年2月	県民意見を反映した改定案の取りまとめ
〃	建設・企業常任委員会に改定案を報告
3月	本計画を改定・公表

参考資料

<計画の体系>

新かながわグランドデザイン 基本構想（令和 6 年 3 月策定） 計画目標年次：令和 22 年

かながわ都市マスタープラン（令和 3 年 3 月改定） 計画目標年次：令和 22 年

かながわ交通計画（令和 4 年 3 月改定） 計画目標年次：令和 22 年

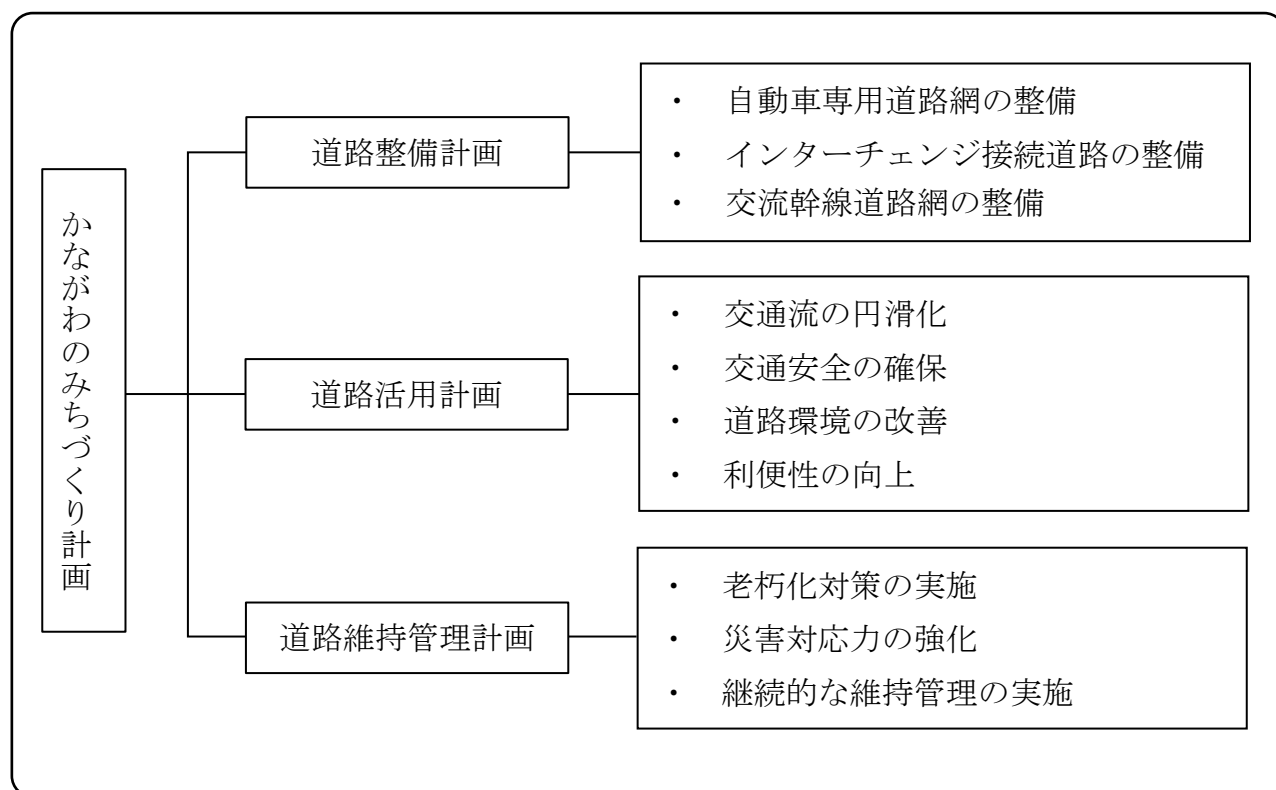
<道路の実施計画>

かながわのみちづくり計画

現行計画期間：平成 28 年度～令和 7 年度

（次期計画期間：令和 8 年度～令和 17 年度）

<現計画の施策体系>



Ⅲ 茅ヶ崎市域における津波災害警戒区域の指定について

1 概要

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月施行）では、知事は、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制を特に整備すべき区域を、津波災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができることとされている。

警戒区域を指定することにより、市町による避難場所の指定や要配慮者利用施設等による避難確保計画の作成などが行われ、避難体制が強化されることから、県は指定を進めている。

これまでに、藤沢市、小田原市、大磯町、二宮町、真鶴町及び湯河原町の2市4町で警戒区域を指定しており、このたび、茅ヶ崎市との調整が整ったことから指定を行う。

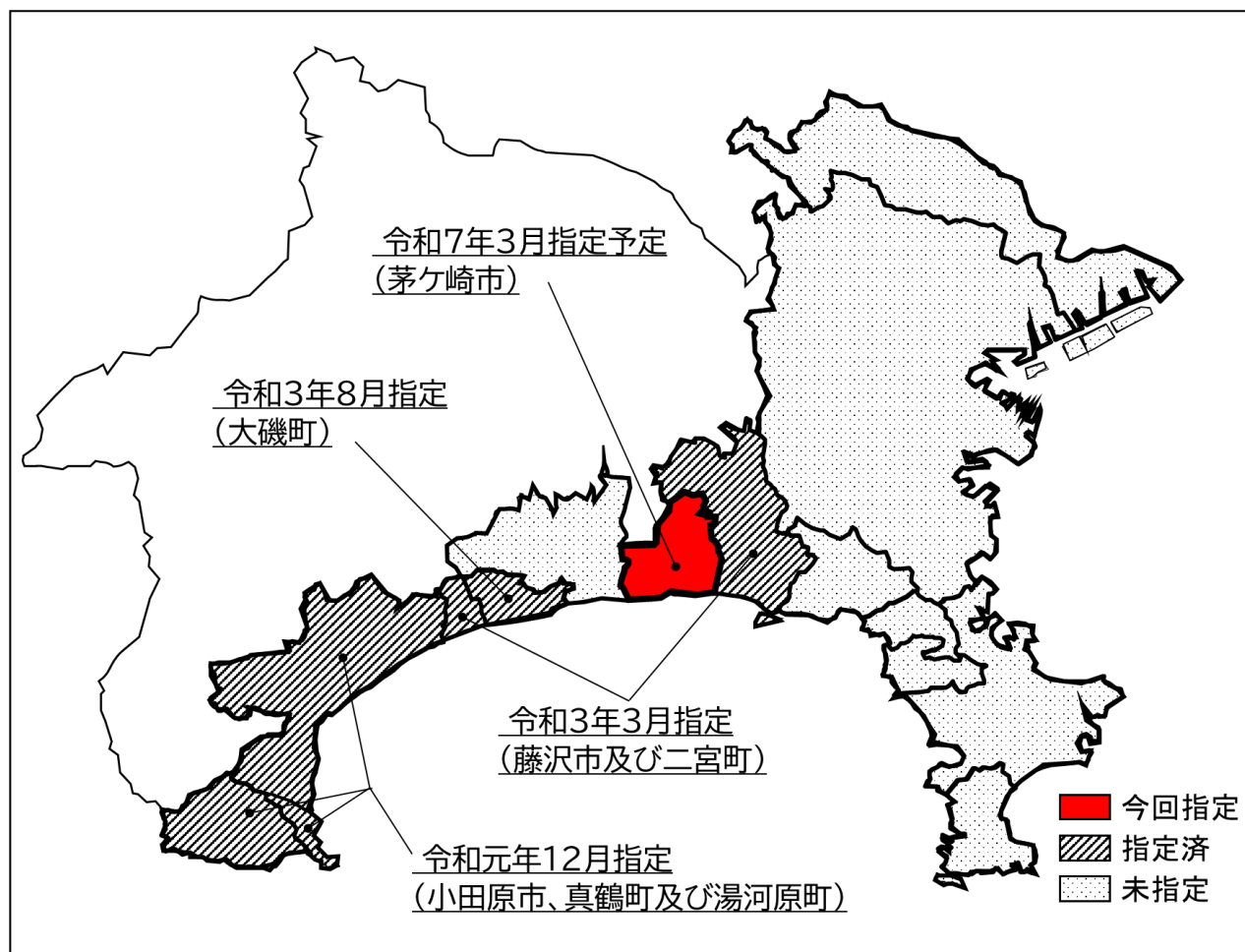
2 これまでの経過

令和6年12月	県及び茅ヶ崎市による住民説明会を実施
令和7年2月	茅ヶ崎市への意見聴取

3 今後の予定

令和7年3月に警戒区域を指定する。その他の市町についても、引き続き、指定に向けて取り組んでいく。

○津波災害警戒区域指定状況図



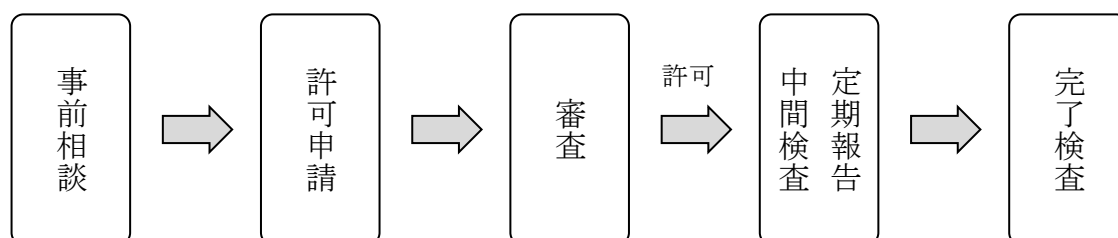
IV 盛土規制法の審査体制等について

令和7年4月1日から「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法）による規制を開始するにあたり、県の審査体制等について報告する。

1 盛土規制法の許可等

(1) 許可等の流れ

本県において、令和7年4月1日以降、一定規模を超える盛土・切土及び一時的な土石の堆積を行う場合は、盛土規制法による許可が必要であり、次のとおりの手続きとなる。



(2) 許可等の所管

県は、政令指定都市（横浜市、川崎市、相模原市）、中核市（横須賀市）、一時的な土石の堆積以外の権限を移譲した市（鎌倉市）を除く許可等を所管する。

-  政令指定都市・中核市所管（法定）
-  鎌倉市所管（一時的な土石の堆積以外）
-  県所管



なお、県所管区域のうち、都市計画法の開発許可に伴う盛土・切土については、開発許可の権限を有する7市（平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市）が所管する（盛土規制法のみなし許可）。

(3) 県の審査体制

ア 許可等の集中処理

新たな規制であり、統一的に審査、検査等を行うため、厚木南合同庁舎内の砂防課厚木南駐在事務所で集中的に処理する。

イ 許可等の申請窓口等

許可等の申請窓口を砂防課厚木南駐在事務所に設置する。事前相談については、来所や電話による対応のほか、申請者の負担を軽減するため、e-kanagawa電子申請システムで行う。

なお、申請書類等の受理は、16市町※からの要請に基づき、16市町で申請書類等を受理したのち、砂防課厚木南駐在事務所に送付することとした。

※ 茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、座間市、南足柄市、葉山町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町及び湯河原町

ウ 開発許可に伴うみなし許可

都市計画法の開発許可を行っている5土木事務所等（横須賀土木、平塚土木、厚木土木、東部センター、県西土木）では、開発許可に伴う盛土・切土を「みなし許可」として審査、許可を行う。

また、盛土規制法に基づく中間検査及び定期報告も処理する。

(4) 市における審査等

ア 盛土規制法の審査等

政令指定都市、中核市では、各市において、申請書類等を受理し、審査や許可、検査等を行う。

鎌倉市では、一時的な土石の堆積を除く盛土・切土の申請書類等を受理し、審査や許可、検査等を行う。

イ 開発許可に伴うみなし許可

県所管区域のうち、都市計画法の開発許可を行っている7市では、引き続き、開発許可に伴う盛土・切土を「みなし許可」として審査、許可を行う。

なお、2市（藤沢市、小田原市）では、盛土規制法に基づく中間検査及び定期報告も処理する（残る5市は、砂防課厚木南駐在事務所で処理）。

2 県民等への周知

(1) これまでの取組

- 令和6年6月 市町村や建築・不動産関係団体等に規制内容や規制
～12月 区域、許可等の所管について説明
- 7月 法規制の概要をホームページに掲載
- 10月 許可等の流れをホームページに掲載
- 令和7年1月 4月からの規制開始をチラシで周知するとともに、
県民等に向けた「盛土規制法運用説明会」を開催
- 2月 運用説明会での内容をホームページに掲載
e-kanagawa電子申請システムによる事前相談方法を
チラシで周知

(2) 今後の取組

- 令和7年3月 審査体制等について、市町村や建築・不動産関係団
体等に通知するとともに、県民等に向けてホームペ
ージ及びチラシで周知
- 4月からの規制開始を「県のたより」に掲載

盛土規制法の審査体制等一覧

盛土等の 所在地	盛土規制法の審査体制等			
	盛土規制法の許可等		開発許可に伴う「みなし許可」	
	許可等	申請書類等の受理	「みなし許可」	中間検査・定期報告
横 浜 市	市	市	市	市
川 崎 市	市	市	市	市
相模原市	市	市	市	市
横須賀市	市	市	市	市
鎌 倉 市	市※ ¹	市※ ¹	市	市
	砂防課厚木南駐在※ ²	砂防課厚木南駐在※ ²		
藤 沢 市	砂防課厚木南駐在	砂防課厚木南駐在	市	市
小田原市			市	市
平 塚 市			市	砂防課厚木南駐在
厚 木 市			市	
秦 野 市			市	
大 和 市			市	
茅ヶ崎市		市	市	横須賀土木
逗 子 市		市	横須賀土木	
三 浦 市		市		
葉 山 町		町		
伊勢原市		砂防課厚木南駐在	平塚土木	平塚土木
寒 川 町		町		
大 磯 町		町		
二 宮 町		砂防課厚木南駐在	厚木土木	厚木土木
愛 川 町				
清 川 村		砂防課厚木南駐在	東部センター	東部センター
海老名市				
座 間 市		市	県西土木	県西土木
綾 瀬 市		砂防課厚木南駐在		
南足柄市		市		
中 井 町		町		
大 井 町		町		
松 田 町		町		
山 北 町		町		
開 成 町		町		
箱 根 町		町		
真 鶴 町		町		
湯河原町		町		

※¹ 一定規模を超える盛土・切土

※² 一時的な土石の堆積

V 県が管理する下水管の緊急点検について

1 現状

令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した、下水管の損傷に起因するとみられる大規模な道路陥没事故を受け、県が管理する下水管の緊急点検を実施している。

2 緊急点検の概要

(1) 一次点検

ア 点検対象

県が管理する相模川流域下水道と酒匂川流域下水道の全ての下水管（延長約174km）。

イ 点検内容

(ア) 道路の変状調査

下水管が埋設されている道路の段差などの変状を目視で確認。

(イ) 下水の流下状況調査

マンホールを開け、管路内の下水の流下状況を目視で確認。

(ウ) 空洞調査

レーダー探査車により、下水管が埋設されている道路の路面下（深さ3mまで）の空洞の有無を調査。

(2) 二次点検

ア 点検対象

一次点検で下水管の異常が確認された箇所等。

イ 点検内容

管路内部の破損や劣化の状況等をテレビカメラで詳細に調査。

3 緊急点検の経過

1月28日 埼玉県で事故発生。

1月30日 相模川流域下水道の約58kmの下水管（事故があった管と同規模の一日の処理量が30万 m³以上の処理場に接続する管径2 m以上の下水管）について、緊急点検を開始。

2月3日 緊急点検に空洞調査を追加。

2月7日 緊急点検の対象範囲を、県が管理する全ての下水管約174 kmに拡大。

4 これまでの点検結果（2月27日現在）

一次点検を進める中、これまで特段の異常は認められていない。

(1) 道路の変状調査

県が管理する下水管（延長約174km）が埋設されている区間の調査が完了し、特段の異常は認められなかった。

(2) 下水の流下状況調査

管径2 m以上の下水管の全延長約61km（相模川流域下水道約58kmと酒匂川流域下水道約3 km）について、この区間にある全てのマンホール320箇所（相模川流域下水道303箇所と酒匂川流域下水道17箇所）で調査が完了し、特段の異常は認められなかった。

(3) 空洞調査

管径2 m以上の下水管（延長約61km）が埋設されている区間の探査を行い、深さ3 mまでのデータのうち、1.5 mまでの分析が終了し、下水管に起因する空洞は認められなかった。

なお、当該データ分析により、平塚市内で1箇所の空洞が判明したが、速やかに現地で掘削を行い、下水管に起因するものではないことを確認し、道路の補修を行った。

5 今後の予定

(1) 一次点検

早期の完了を目指し、引き続き、残る調査を実施していく。

＜残る調査＞

- ・ 管径 2 m 以上の下水管における深さ 1.5 m ～ 3 m の空洞調査のデータ分析。
- ・ 管径 2 m 未満の下水管の流下状況調査及び空洞調査（データ分析含む）。

(2) 二次点検

一次点検で異常が確認された場合は、速やかに実施する。

また、事故があった管と同規模の相模川流域下水道の約 58 km の下水管において、令和 5 年度までに実施した定期点検で、補修を要するとされた 65 箇所は、二次点検を実施し、劣化の進行状況等を確認する。

(3) 補修等

緊急点検により異常が発見された場合は、速やかに補修を行う。

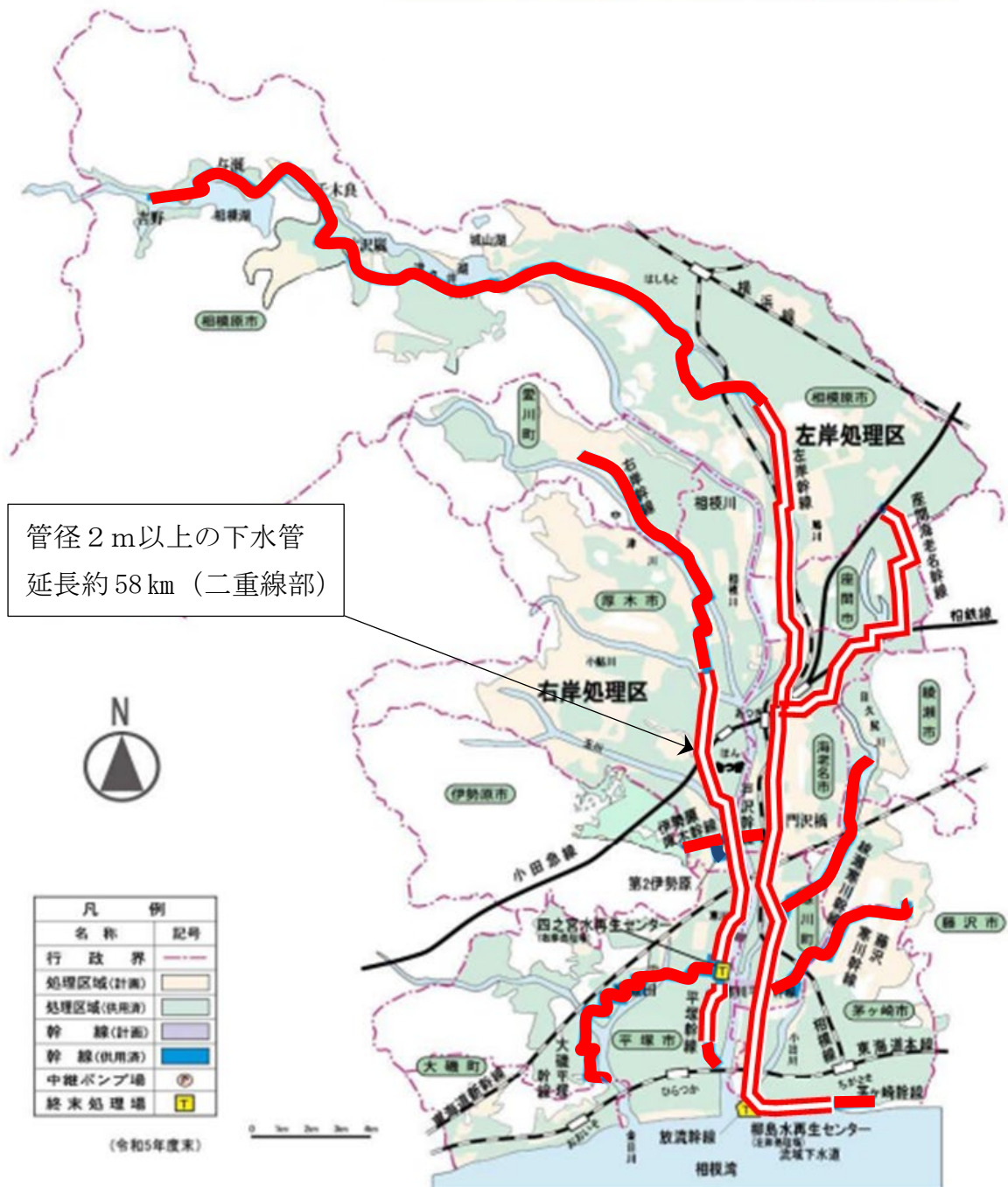
また、令和 5 年度までに実施した定期点検で、補修を要するとされた 65 箇所のうち、緊急度が高い 5 箇所は令和 6 年度内に対策を講じ、残りの 60 箇所は、二次点検結果を踏まえ、今後 3 年間で順次対策を行っていく。

参考資料

緊急点検実施箇所図

○ 点検対象 県が管理する全ての下水管（延長約174km）

1 相模川流域下水道



2 酒匂川流域下水道

